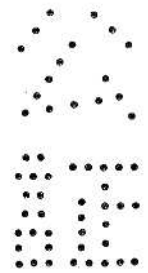


定 款

一般社団法人石川県軟式野球連盟



定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人石川県軟式野球連盟と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置き、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、アマチュアスポーツとしての正しい軟式野球の普及と健全な発展に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「公益財団法人全日本軟式野球連盟」の主催又は後援する全国、地区野球大会等の主管及び後援
- (2) 軟式野球の普及、発展及び技術向上に関する指導研究
- (3) 審判員の養成並びに審判技術の向上に関する指導研究
- (4) 軟式野球功労者（個人、団体）の表彰
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第 5 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 3 章 会員及び社員

(構成員)

第 6 条 この法人の会員は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の手続きを経て入会したものとする。

- 2 この会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第 7 条 会員として入会しようとするものは、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第 8 条 会員は、社員総会において別に定める会費規程に基づき会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款、その他この法人の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 1年以上会費を滞納したとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎年5月に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において、理事長がこれを務める。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散及び残余財産の処分
- (4) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第19条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案において、議決に加わることのできる社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選出された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員配置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上15名以内
- (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長とする。
- 3 前項の理事長を法人法上の代表理事とし、副理事長をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができ、各事業年度における計算書類、事業報告書を監査する。

(役員任期)

第25条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条第1項で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(会長、副会長、顧問及び相談役)

第27条 この法人に、任意の機関として会長1名並びに副会長、顧問及び相談役若干名を理事会で選任し、理事長が委嘱することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にもかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 この法人は、法令の定めるところにより、計算書類等を事務所に備え置く。

(剰余金の不分配)

第36条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第40条 この法人の設立時最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和9（2027）年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第41条 この法人の設立時代表理事、理事及び監事は、次のとおりである。

設立時代表理事	宮川 豊彦
設立時理事	宮川 豊彦
設立時理事	池田 光一
設立時理事	中川 正好
設立時理事	前 順二
設立時理事	新田 辰巳
設立時理事	谷口 栄一
設立時理事	太田 信吾
設立時理事	東山 勝美
設立時理事	松本 英二
設立時理事	毛利 浩太郎
設立時理事	作本 彰
設立時理事	山上 剛史
設立時理事	山崎 務
設立時理事	一双 貞行
設立時理事	宮本 晃三
設立時監事	吉江 英一
設立時監事	向田 誠市

(設立時社員の氏名及び住所)

第42条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 石川県金沢市諸江町上丁222番地2
 設立時社員 宮川 豊彦

住 所 石川県金沢市笠舞2丁目23番7号
 設立時社員 池田 光一

以上、一般社団法人石川県軟式野球連盟を設立するため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士 吉江英一は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和8年2月20日

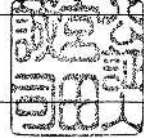
設立時社員 宮川 豊彦
 設立時社員 池田 光一
 上記設立時社員の定款作成代理人 司法書士 吉江 英一



同一の情報の提供

提供の日付 : 2026年2月24日

公証人 : 22010017 宮田誠司



所属法務局 : 金沢地方法務局

公証役場 : 金沢公証人合同役場

石川県金沢市武蔵町6番1号

請求対象の登簿管理番号 : 26-2201001702000183

請求対象の文書種別 : 電磁的記録の認証

請求対象の認証日 : 2026年2月24日

請求対象の処理公証人 : 宮田誠司

所属法務局 : 金沢地方法務局

公証役場 : 金沢公証人合同役場

石川県金沢市武蔵町6番1号

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

公証人役場